南砺市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南砺市

１　促進計画の区域

別紙区域図に記載のとおり

２　促進計画の目標

１．散居村地域

⑴　現況

本地域は、市の北部に位置し、屋敷林に囲まれた農家住宅が点在する「散居村」形態の田園地帯であるとともに、肥沃な水田地帯が広がる良質な米の産地となっている。また、農地の自然や屋敷林等は、豊富な動植物の生息地となることから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及が必要である。

⑵　目標

⑴を踏まえ、本地域では、多面的機能支払制度（法第３条第３項第１号）の取組を基本に、環境保全型農業直接支払制度（同項第３号）の取り組みの拡大について働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、生物多様性を保全した多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２．里山地域

⑴　現況

本地域は、平野部よりもやや小高い丘陵地となる。水稲だけでなく野菜・園芸作物などの農業を展開しているが平野部よりも生産条件の格差があることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

⑵　目標

⑴を踏まえ、本地域では、多面的機能支払制度（法第３条第３項第１号）並びに中山間地域等直接支払制度（同項第２号）の取組を基本に、近接する山間地の自然とエコビレッジ構想との調和を図るため、環境保全型農業直接支払制度（同項第３号）の取組の拡大に努めることとする。

３．山村地域

⑴　現況

本地域は、市の南部から西部に位置し、1,000～1,800 メートル級の山岳

を経て石川県、岐阜県と隣接し、地域独特の文化を育みながら農業経営が行われている。また、地域の特色を活かした赤かぶ、そばなどの特産品の生産にも取り組んでいるものの特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2)　目標

(1)を踏まえ、本地域では、中山間地直接支払制度（法第３条第３項第２号）を推進するとともに、多面的機能支払制度（同項第１号）も併せて行うよう働きかけることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	散居村区域	法第３条第３項第１号及び同項第３号に掲げる事業
②	里山区域	法第３条第３項第１号、同項第２号及び同項第３号に掲げる事業
③	山村区域	法第３条第３項第１号及び同項第２号に掲げる事業

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

県、市及び農業関係機関等が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、地域の実情を踏まえた支援を行うことができるよう推進体制を整備するものとする。

南砺市促進計画区域図

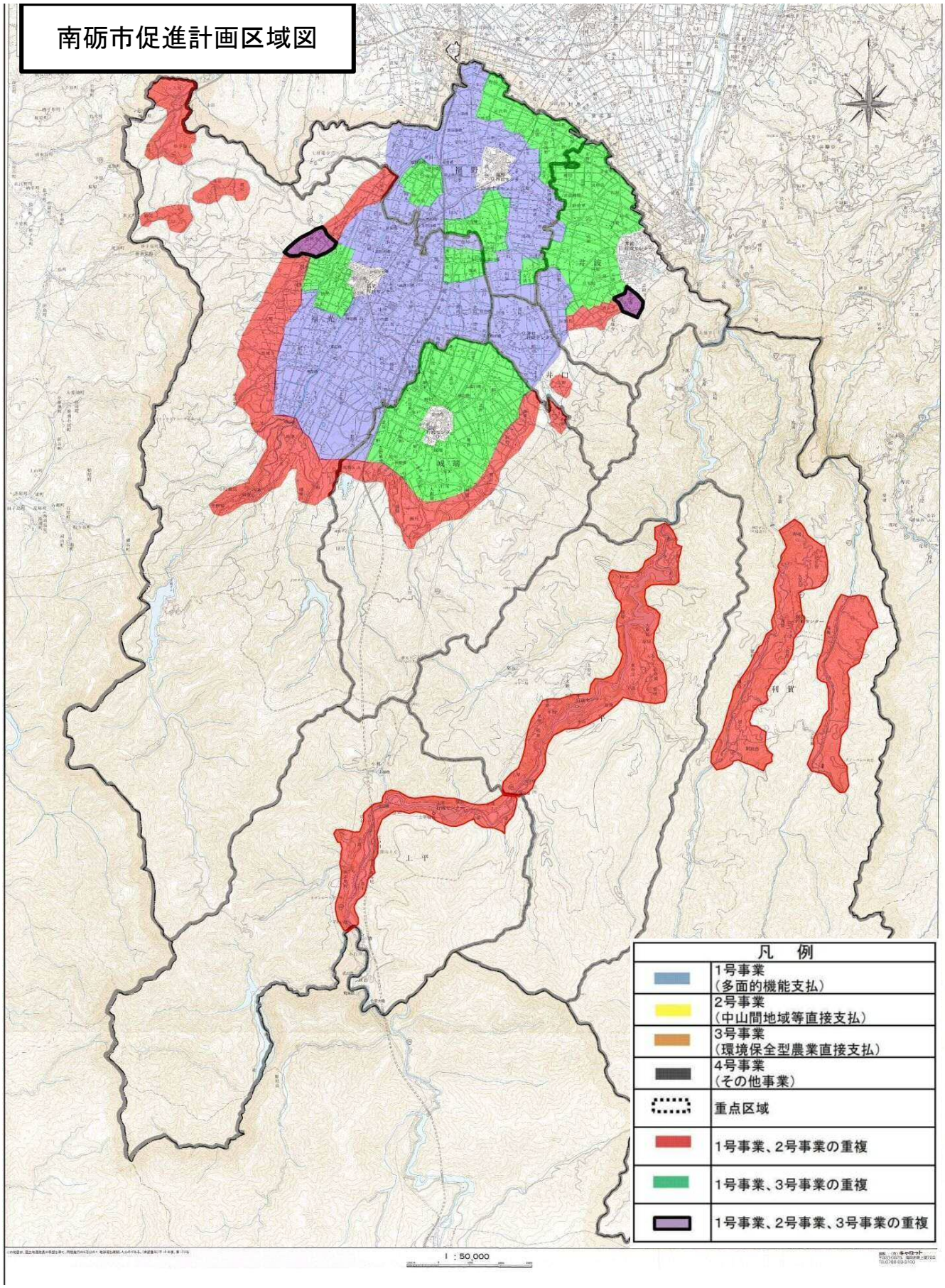
福野
福光
城端
井波
井口
利賀
上平
凡　例
1号事業
（多面的機能支払）
2号事業
（中山間地域等直接支払）
3号事業
（環境保全型農業直接支払）
4号事業
（その他事業）
重点区域
1号事業、2号事業の重複
1号事業、3号事業の重複
1号事業、2号事業、3号事業の重複
1：50,000